

中部清掃組合
地方公共団体実行計画（事務事業編）

中部清掃組合
令和5年12月

目次

第1章	基本事項	1
1.	目的	1
2.	対象とする範囲	1
3.	対象とする温室効果ガス	3
4.	計画期間	3
第2章	温室効果ガスの排出状況	4
1.	温室効果ガス排出量の推移	4
2.	基準年度及び最新年度の温室効果ガス排出の内訳	4
3.	基準年度及び最新年度における要因別の排出状況	6
第3章	温室効果ガスの排出削減目標	7
1.	目標設定の考え方	7
2.	温室効果ガス総排出量と削減目標	7
3.	エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）排出量と削減目標	7
第4章	目標達成に向けた取組	8
1.	取組の基本方針	8
2.	具体的な取組内容	8
第5章	進捗管理体制と状況の公表	10
1.	推進・点検体制	10
2.	進捗状況の公表	10

第 1 章 基本事項

1. 目的

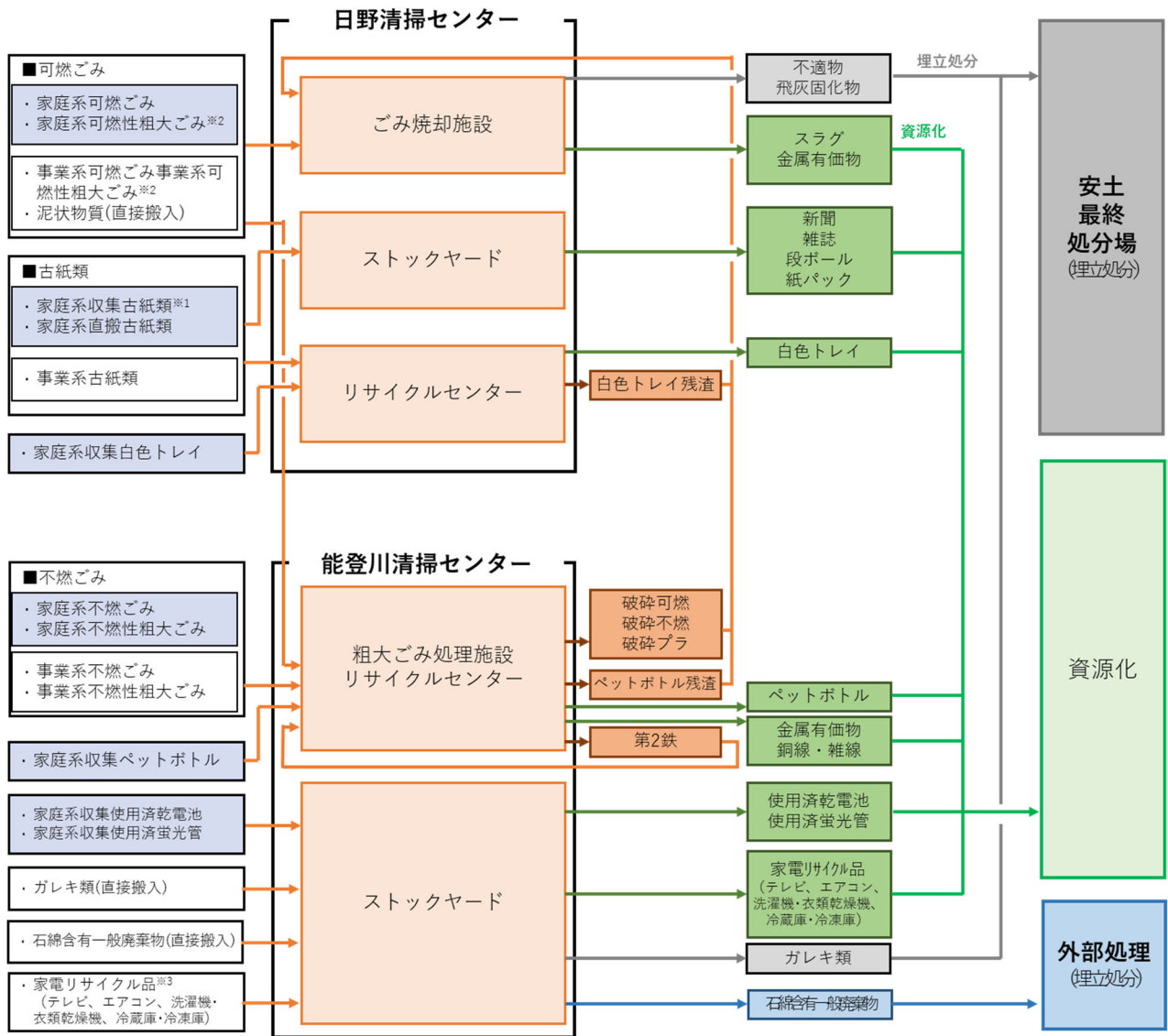
地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、中部清掃組合（以下「本組合」という。）の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等の施策により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 対象とする範囲

本計画の対象範囲は本組合における事務及び事業とし、対象施設は、日野清掃センター、能登川清掃センター及び安土最終処分場とする。委託等により実施する事業については、受託者等に対しても、温室効果ガス排出量削減のための必要な措置を講じるよう要請し、取組を推進する。本組合の処理施設の概要について表 1-1、ごみ処理体系図を図 1-1 に示す。

表 1-1 処理施設の概要

施設名	ごみの種類	処理方式	備考
日野清掃センター (ごみ処理施設)	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 泥状物資	ガス化溶融	180t/日
日野清掃センター (リサイクルセンター)	白色トレイ・紙パック	梱包・貯留	1.5t/日
	剪定枝	破碎	0.4t/日
	古紙	貯留	—
能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	50t/日
能登川リサイクルセンター (リサイクルセンター)	ペットボトル	圧縮・減容	1.5t/日
安土最終処分場	処理残渣・ガレキ類	埋立処分	75,000m ³



- ※1 家庭系収集古紙類は、本組合による処理及び構成市町による独自の資源回収を行っている。
- ※2 能登川清掃センターに搬入される可燃性粗大ごみは、日野清掃センターへ運搬し、処理を行っている。
- ※3 家電リサイクル品について、組合施設（能登川清掃センター）に持ち込まれたものは、搬入者から手数料を徴収し、本組合が指定引取場所まで運搬している。

図 1-1 ごみ処理体系図

3. 対象とする温室効果ガス

本計画の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で規定する7種類の物質のうち、排出状況が把握可能な3物質（二酸化炭素〔CO₂〕、メタン〔CH₄〕、一酸化二窒素〔N₂O〕）とする。算定対象となる温室効果ガスの種類と発生源について表1-2に示す。

表1-2 算定対象となる温室効果ガスの種類と発生源

種類	発生源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼	ガソリン・軽油・灯油等の使用量
	他人から供給された電気の使用	電気の使用量
	廃プラスチック類の燃焼	廃プラスチック類の焼却量
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	公用車の走行距離
	一般廃棄物の燃焼	一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	公用車の走行距離
	一般廃棄物の燃焼	一般廃棄物の焼却量

4. 計画期間

温室効果ガス排出量の基準となる年度を平成25年度（2013年度）とし、国の地球温暖化対策計画に即し、計画期間を令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とする。なお、実行計画の実施状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移を図 2-1 に示す。本組合の事務及び事業の実施に伴う「温室効果ガス総排出量」は基準年度である平成 25 年度（2013 年度）において 26,350t-CO₂ となっており、基準年度以降、搬入されるごみ量やごみ質の変動等に伴い、温室効果ガスの排出量についても変動が見られるものの傾向は横ばいとなっている。

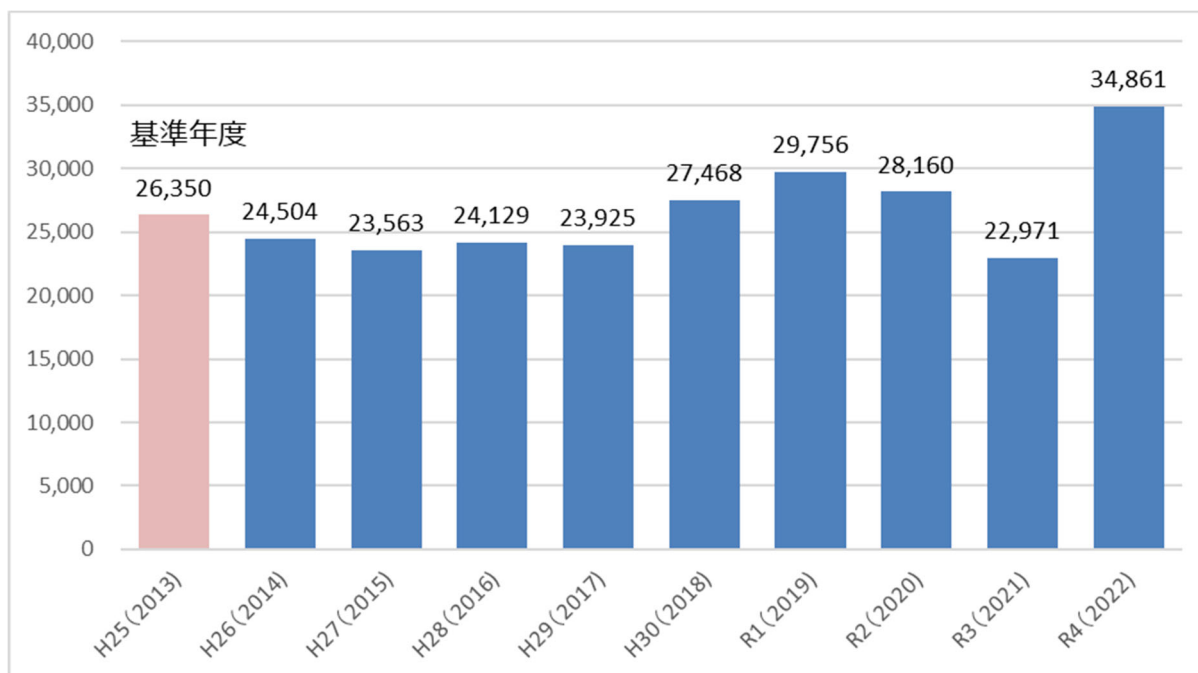


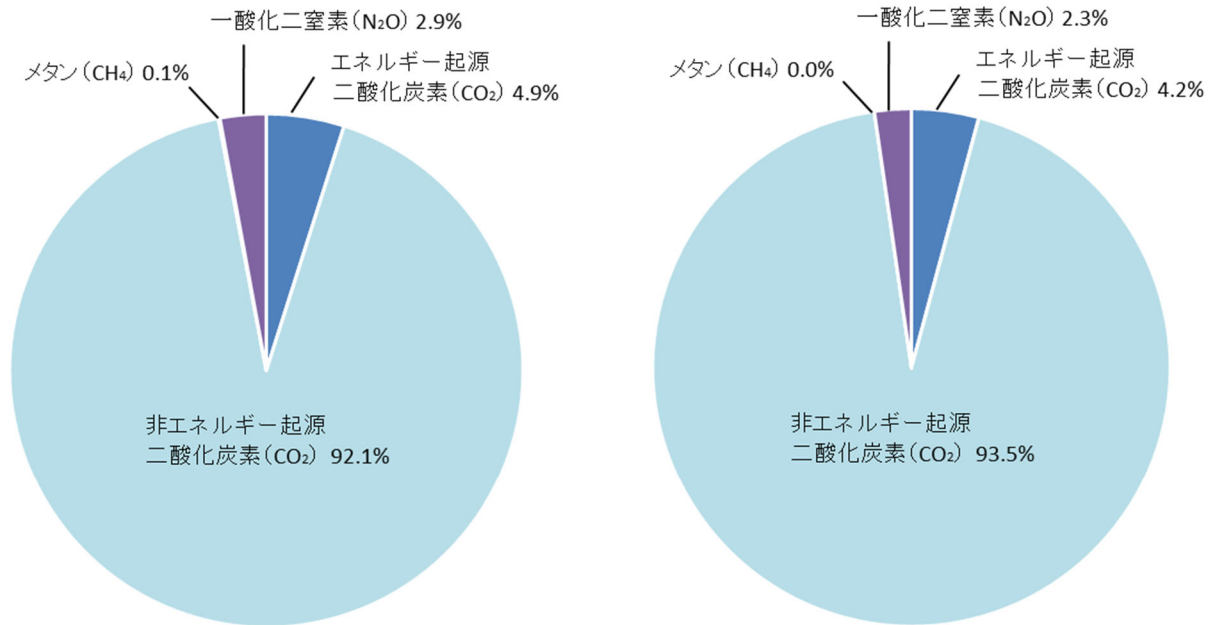
図 2-1 温室効果ガス排出量の推移【単位：t-CO₂】

2. 基準年度及び最新年度の温室効果ガス排出の内訳

本組合から排出される温室効果ガスの内訳を表 2-1、温室効果ガスの種類別排出割合を図 2-2 に示す。基準年度（平成 25 年度（2013 年度））、最新年度（令和 4 年度（2022 年度））ともに、非エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）が 90%以上を占めており、一酸化二窒素（N₂O）及びメタン（CH₄）を含めると、排出される 95%近くの温室効果ガスが廃棄物の焼却に伴い発生している。また、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）についても廃棄物の焼却等に伴い発生するものも多く、温室効果ガス総排出量は基準年度と比較して 32.3%の増加となっている。

表 2-1 基準年度及び最新年度の温室効果ガス排出の内訳 【単位：t-CO₂】

温室効果ガスの種類	要因状況、排出活動等	基準年度 平成25年度 (2013年度)	最新年度 令和4年度 (2022年度)	増減率
エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼	722	1,006	139.3%
	他人から供給された電気の使用	567	462	81.5%
非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	廃プラスチック類の燃焼	24,279	32,589	134.2%
メタン (CH ₄)	一般廃棄物の燃焼	1	1	100.0%
	自動車の走行	12	13	108.3%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一般廃棄物の燃焼	637	653	102.5%
	自動車の走行	132	137	103.8%
合計		26,350	34,861	132.3%



基準年度【平成 25 年度 (2013 年度)】

最新年度【令和 4 年度 (2022 年度)】

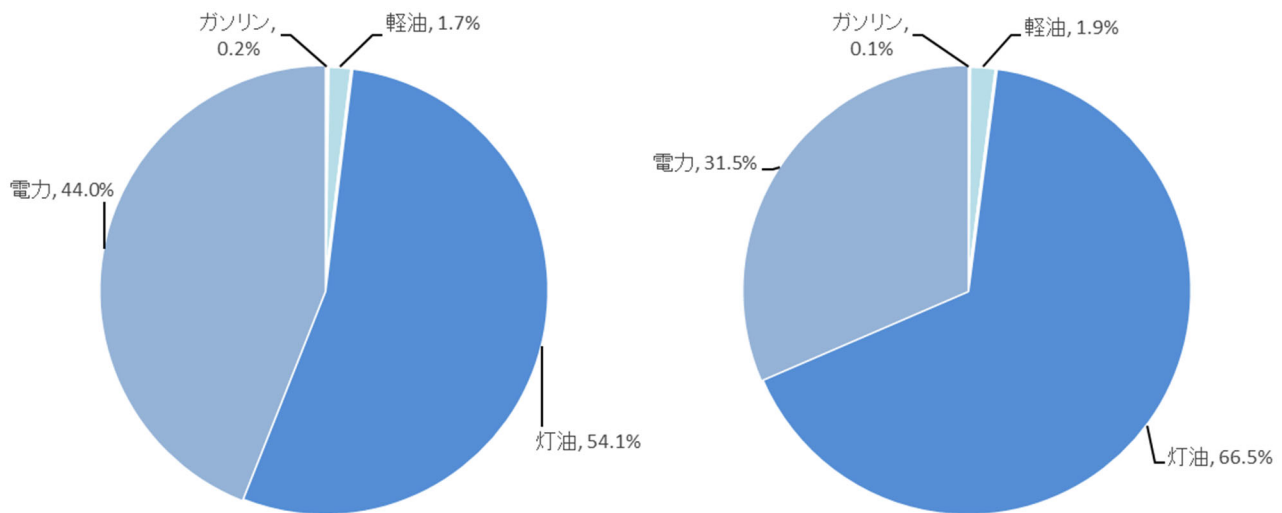
図 2-2 温室効果ガスの種類別排出割合

3. 基準年度及び最新年度における要因別の排出状況

本組合から排出されるエネルギー起源二酸化炭素(CO₂)の排出状況を表 2-2、エネルギー起源二酸化炭素(CO₂) 排出割合を図 2-3 に示す。エネルギー起源二酸化炭素 (CO₂) 排出量については廃棄物の焼却に関連した灯油の使用及び、電力の消費による排出が大部分を占めている。

表2-2 エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)の排出状況 【単位：t-CO₂】

排出要因	基準年度 平成25年度 (2013年度)		最新年度 令和4年度 (2022年度)		増減率
	排出量	割合	排出量	割合	
ガソリン	3	0.2%	2	0.1%	66.7%
軽油	22	1.7%	28	1.9%	127.3%
灯油	697	54.1%	976	66.5%	140.0%
電力	567	44.0%	462	31.5%	81.5%
合計	1,289	100.0%	1,468	100.0%	113.9%



基準年度【平成 25 年度 (2013 年度)】

最新年度【令和 4 年度 (2022 年度)】

図 2-3 エネルギー起源二酸化炭素(CO₂) 排出割合

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本組合の削減目標として、温室効果ガス総排出量及びエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）排出量について設定を行う。本組合における温室効果ガス総排出量の大部分は廃棄物の焼却に伴うものであるため、「中部清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のごみ減量目標を参考に削減目標を設定する。また、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）排出量についても廃棄物の焼却に関連した排出が大部分であるため、同様に削減目標を設定する。

2. 温室効果ガス総排出量と削減目標

本組合の基準年度（平成25年度（2013年度））における温室効果ガス総排出量を基準年度排出量として、本計画では、目標年度（令和12年度（2030年度））において「5%以上削減する」ことを目標とし、削減目標を表3-1に示す。

表3-1 削減目標（温室効果ガス総排出量） 【単位：t-CO₂】

区分	基準年度排出量 平成25年度 (2013年度)	削減目標	目標年度排出量 令和12年度 (2030年度)
温室効果ガス総排出量	26,350	5%以上	25,032 (以下)

3. エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）排出量と削減目標

本組合の基準年度（平成25年度（2013年度））におけるエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）排出量を基準年度として、本計画では、目標年度（令和12年度（2030年度））において「5%以上削減する」ことを目標とし、削減目標を表3-2に示す。

表3-2 削減目標（エネルギー起源二酸化炭素〔CO₂〕排出量） 【単位：t-CO₂】

区分	基準年度排出量 平成25年度 (2013年度)	削減目標	目標年度排出量 令和12年度 (2030年度)
エネルギー起源 二酸化炭素排出量	1,289	5%以上	1,224(以下)

第4章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

本組合における温室効果ガスの排出要因は、廃棄物の焼却及び廃棄物の焼却に関連するエネルギーの消費によるものであるため、排出要因に占める割合が大きい部分について重点的に取り組みを行うこととし、その他の排出要因についても留意する。

2. 具体的な取組内容

温室効果ガスの排出量を直接的に削減する取組・行動

一般廃棄物焼却量の削減
<ul style="list-style-type: none">・ ごみの分別徹底に関して地域住民への周知・啓発・広報を推進し、ごみの減量化・資源化を継続的に取り組む・ 構成市町と連携し、食べ残し・未利用食品廃棄量削減のため、賞味期限・消費期限の正しい理解の促進や食べきりの推進等、食品ロスの削減に係る取組を検討する・ 構成市町と連携し、地域住民・事業者へごみ減量のための5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リジェネレート）について、啓発・情報提供を継続する・ 容器包装プラスチックの分別促進について検討を行う
電気、燃料等使用量の削減
機器の保守点検、電気、燃料等使用量の管理
<ul style="list-style-type: none">・ 電気、燃料等使用量について、帳票（日報、月報、年報）による管理を継続する・ 機器の日常、月例、年次点検により、異常等による効率の低下を早期に把握する
焼却炉・ボイラー等の管理
<ul style="list-style-type: none">・ 計画的な炉の運転により、効率的な施設の運用に努める・ 自動燃焼制御装置等により、炉の燃焼状態を適切に管理する
運搬車両の運用等
<ul style="list-style-type: none">・ 運搬車両の適正な整備・運転を継続する・ 運搬車両への積載量について、効率的な運用に努める

空調機の運転時間、適正温度の厳守
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季及び冬季における空調機の運転時間、適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を遵守する ・ 空調効率を高めるため、ブラインド等の活用に努める ・ 夏季及び冬季の服装については、季節に応じた服装の着用に努める
使用時以外の消灯の徹底等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業していない場所では、業務に支障が無い範囲で消灯する ・ 照明設備の更新の際は、高効率照明（LED 照明等）を採用する

温室効果ガスの排出量を間接的に削減する取組・行動

啓発活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止への理解を深め、ごみ減量及び資源化促進を図るため、構成市町と連携し、地域住民・事業者への意識啓発を行うとともに、ホームページ等を通じて、情報発信を行う ・ 構成市町の小学校の校外学習として、ごみ処理施設の見学等を受け入れ、子どもたちへの環境学習・環境教育に寄与する
紙使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> ・ コピーするものは、必要最小限とし重複資料の作成を抑制する ・ 片面での利用が不可避な場合を除き、両面コピーを徹底する ・ 印刷物を作成する時は、必要部数を十分に把握し適正な部数とする ・ 裏紙での利用が不可避な場合を除き、裏紙の使用を徹底する
組合活動によるごみ排出量等の削減
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き缶、びん、ペットボトル等を分別して資源化する
環境配慮物品購入の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品・日用品等の消耗品の購入時は、再生品・環境に配慮した商品の購入に努める

第5章 進捗管理体制と状況の公表

1. 推進・点検体制

本計画の推進体制を図5-1に示す。推進に必要な情報・知識等を関係者で共有し、取組・行動する。また、定期的に進捗状況の把握及び点検、評価を行う。

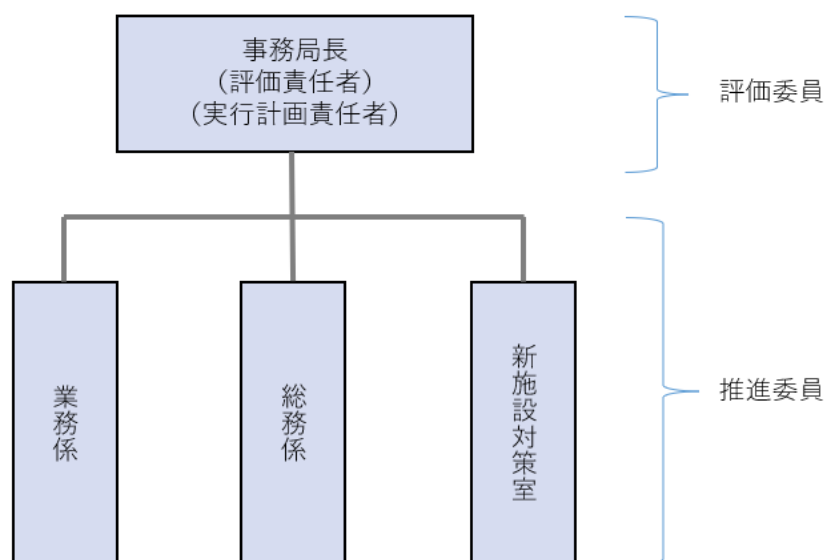


図5-1 評価及び推進体制の組織図

① 職員や運転管理委託業者等との情報共有

本計画を推進するため、職員や運転管理委託業者等が、本計画の内容や現状について必要な情報等を共有する。本組合職員、運転管理委託業者等の情報共有等の場である「月例会議」や、本組合職員の情報共有、協議の場である「週例ミーティング」を活用する。

2. 進捗状況の公表

本計画の実施状況、点検・評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、ホームページ等を通じて公表する。